

国民健康保険税率を改定します

令和元年度国民健康保険税（国保税）の税率（額）を改定します。

国保税は県が市町村ごとに示した標準保険税率を参考に、本町が下記項目ごとに保険税率（額）を決定し、加入者の皆さんに負担していただくものです。保険税額は年度（4月～翌年3月）ごとに一世帯単位で計算されます。

改定後の1人あたり保険税額は約97,800円となる見込みです。（昨年度は約94,600円）

※加入者の年齢や所得等によって世帯ごとに額が異なります。



■改定の要因は

■国保事業費納付金の変動

平成30年4月施行の国保制度改革に伴い、県が市町村とともに財政運営の責任を担っています。県全体に医療費の負担を分散することで財政を安定させるのが狙いです。

平成30年度からは、県が国保事業運営に必要な費用を、国からの支援と市町村からの納付金で賄っています。市町村が必要とする保険給付費用は全額県から交付されます。

また、県への納付金の額は各市町村の医療費水準や所得水準等を考慮して県が決定し、市町村はこの納付金額を目安に保険料を決定、賦課します。

■所得申告をされていますか？

所得申告が必要な人が未申告の場合、国保税が本来より高くなっていることがあります。必ず税務住民課へ申告してください。

▼国保税計算方法

| | 医療給付分 | 後期高齢者支援分 | 介護分(40～64歳) |
|--------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 所得割 世帯の所得に応じて計算 | 所得基礎額 × 7.2% (改定前 7.2%) | 所得基礎額 × 2.3% (改定前 2.3%) | 所得基礎額 × 1.7% (改定前 1.7%) |
| 資産割 世帯の資産に応じて計算 | 固定資産税額 × 15.3% (改定前 21.8%) | 固定資産税額 × 4.0% (改定前 5.7%) | 固定資産税額 × 3.5% (改定前 5.0%) |
| 均等割 一人につき いくらと計算 | 1人 28,200円 (改定前 28,200円) | 1人 9,000円 (改定前 9,000円) | 1人 8,900円 (改定前 8,900円) |
| 平等割 一世帯につき いくらと計算 | 1世帯 19,800円 (改定前 19,800円) | 1世帯 6,500円 (改定前 6,500円) | 1世帯 4,800円 (改定前 4,800円) |
| あなたの世帯の 保険税額は？ | = _____円 限度額 61万円 | + _____円 限度額 19万円 | + _____円 限度額 16万円 |

問合せ先 役場税務住民課 米井 ☎75-4117